

松山市総合評価競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の請負契約において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定に基づき、価格のほかに、価格以外の技術的な要素を評価の対象に加え、品質や施工方法等を総合的に評価し、価格と技術の両面から最も優れたものをもって申込みをした者を落札者とする総合評価競争入札（以下「総合評価競争入札」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象建設工事)

第2条 この要領は、次の各号のいずれかに該当する建設工事に係る請負契約を締結しようとする場合に適用する。

- (1) 入札者の提示する性能、機能、技術等（以下「性能等」という。）によって工事価格に、工事に関連して生ずる補償費等の支出額及び収入の減額相当額並びに維持更新費その他のライフサイクルコストを加えた総合的なコストに相当程度の差異が生ずると認められる工事
- (2) 入札者の提示する性能等によって、工事価格の差異に比べて、工事目的物の初期性能の持続性、強度、耐久性、安定性等の性能又は機能に相当程度の差異が生ずると認められる工事
- (3) 環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、省資源対策又はリサイクル対策を必要とする工事であって、入札者の提示する性能等によって、工事価格の差異に比べて対策の達成度に相当程度の差異が生ずると認められるもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、入札者の技術力、実績等を総合的に評価することにより、価格のみによる競争の場合に比して、著しく市に有利になると認められるもの

2 前項の規定により総合評価競争入札を執行する場合は、松山市総合評価委員会の審査を経るものとする。

(入札の公告等)

第3条 市長は、総合評価競争入札で発注する場合は、松山市契約規則（平成20年規則第11号）第4条及び松山市建設工事請負等契約関係事務の適正化に関する事務取扱要綱（平成18年要綱74号）第4条に掲げる事項に、次の事項を加えて公告する。

- (1) 総合評価競争入札による入札である旨
- (2) 総合評価競争入札に係る落札者決定基準
- (3) その他総合評価競争入札に必要な事項
(落札者決定基準)

第4条 市長は、落札者決定基準として、評価方法、評価基準、落札者決定の方法及びその他基準を定めるものとする。

(評価方法)

第5条 前条の評価方法は、入札者の申込みに係る性能等の各評価項目の得点の合計（以下「評価点」という。）と当該入札者の入札価格を基に、次の各号のいずれかの方法を採用して数値（以下「評価値」という。）を求めるものとする。

(1) 加算方式

評価値＝技術評価点＋価格評価点

(2) 除算方式

評価値＝技術評価点（標準点＋加算点）／入札価格

- 2 標準点は、提出された資料が、要件を満たすものであれば100点を付与する。
- 3 加算点は、各評価項目の得点を合計したものとし、10点から50点までの範囲内において定めたものとする。

(評価基準)

第6条 第4条の評価基準は、性能等に係る評価項目、得点配分及びその他評価に必要な事項について定めるものとする。

- 2 評価項目は、可能な限り定量的に評価できる指標を設定する。
- 3 得点配分は、各評価項目の重要性を考慮し、評価項目ごとに配点を設定する。

(技術評価点の決定)

第7条 総合評価競争入札に係る技術評価点の審査は、技術審査会において行うものとする。

- 2 前項の技術審査会は、契約課、技術管理課及び工事担当課の職員をもって充てるものとする。
- 3 総合評価競争入札に係る技術評価点の審査は、性能等の確保並びに施工の確実性等を評価するものとする。

(落札者の決定)

第8条 市長は、入札者のうち評価値の最も高い者を落札者とする。

- 2 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

(入札結果の公表)

第9条 総合評価競争入札により、落札者を決定した場合は、次に掲げる事項について速やかに公表するものとする。

- (1) 入札日時
- (2) 件名
- (3) 履行場所
- (4) 予定価格
- (5) 調査基準価格
- (6) 入札者
- (7) 合計加算点
- (8) 入札価格
- (9) 評価値

(入札の方法)

第10条 総合評価競争入札は、松山市郵便入札運用基準（平成18年4月1日制定）に定める郵便入札をもって行うものとする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(入札の申し込み)

第11条 総合評価競争入札に参加しようとする者は、総合評価競争入札参加資格申請書（第1号様式）に、次の各号に掲げる書類のうち、案件ごとに入札公告等に定めた書類を添付し、所定の期日までに入札参加の申し込みをしなければならない。

- (1) 工程表（第2号様式）
- (2) 技術的所見（第3号様式）
- (3) 事業所等施工実績（第4号様式）

- (4) 配置予定技術者等の資格及び施工実績等（第5号様式）
- (5) 技術提案書（第6号様式）
- (6) 技術提案の取扱いに関する事項（第7号様式）
- (7) 災害時における地域貢献活動の実績調書（第8号様式）
- (8) 総合評価競争入札参加資格確認資料（第9号様式）
- (9) 資本関係及び人的関係に係る状況届（第10号様式）
- (10) 社会保険等の適用除外に係る誓約書（第11号様式）
- (11) 企業の施工能力に係る状況届（第12号様式）
- (12) その他市長が必要と認める書類

（責任の所在等）

第12条 契約者は、市長の認めた技術提案に係る部分の適正な履行について責任を負うものとする。

2 市長は、契約者が提案内容を履行することができなかつた場合で、その再度の施工が困難又は合理的でないとは判断されるときは、工事成績評定点の減点を行うものとする。

（技術提案の保護）

第13条 技術提案については、以後の建設工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りでない。

（提案書類の作成費用）

第14条 入札参加者が提案書の作成に要した一切の費用は、入札参加者の負担とする。

（その他）

第15条 この要領に定めるもののほか、総合評価競争入札の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要領は、平成18年9月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成24年1月27日から施行する。

付 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成27年5月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和2年11月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和5年1月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和7年2月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

総合評価競争入札参加資格申請書

(提出先)松山市長

(申請者)

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

年 月 日開札予定の _____ 工事の入札に参加する資格について次の資料を添えて申請します。

なお、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと並びに添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約いたします。

1. 提出様式名

第 号様式

第 号様式

第 号様式

第 号様式

第 号様式

第 号様式

2. 問い合わせ先

担当者

部署

連絡先

3. 本店所在地

名称

住所

連絡先

4. 松山市内又は愛媛県内にある支店又は営業所の所在地

名称

住所

連絡先

注) 本店とは、松山市競争入札参加者資格申請書に記載した本店

注) 「3. 本店所在地」と「4. 松山市内又は愛媛県内にある支店又は営業所の所在地」が同じ場合は、「3. 本店所在地」だけを記入してください。

技 術 的 所 見

（施工計画に係わる技術的所見）

件名 _____

○施工計画項目が複数ある場合は、第3号様式を適宜複写し使用すること。

■ 施工計画項目	
----------	--

具 体 的 な 施 工 計 画	
配慮事項 設定理由	
配慮事項に 対する対策	

※「総合評価落札方式（簡易型）における共通事項」及び「総合評価落札方式（簡易型）における施工計画作成上の留意事項」を確認の上作成すること。提出資料は各項目A4版片面とする。

事業所等施工実績

（同種又は類似工事の施工実績）

商号又は名称 _____

件名 _____

施 工 実 績	件名	
	発注機関名	
	履行場所	
	請負代金額	(最終金額)
	工期	年 月 から 年 月
	受注形態等	「単体」又は「共同企業体」（出資比率 %）
工事概要等		

【記載上の注意】

1. 受注形態等については、「単体」、「共同企業体」のいずれかを選択し、共同企業体の場合は、出資比率を記入すること。
2. 施工実績を証明する書類は、入札公告及び入札説明書並びに松山市建設工事等入札参加者心得などをよく確認し添付すること。

6. 監理技術者資格者証の写し等の継続雇用が確認できる書類を添付すること。ただし、請負予定金額4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上の場合及び監理技術者補佐については、公告日以前に3箇月以上の雇用関係があること。
7. 配置予定技術者を2名申請する場合は、申請する配置予定技術者ごとに第5号様式を作成し、証明書類を添付すること。
また、その場合落札者は、落札決定日の翌日（当該日が閉庁日にあたる場合は、翌開庁日）17時までに一般競争入札実施要領に定める配置技術者通知書（第6号様式）を契約課に提出すること。ただし、議会の議決に付すべき契約に係る案件及び工期に余裕期間を設定する工事については別に定める期限までに提出すること。
8. 工場製作を含む工事で、工場製作期間と現場据付期間に別々の技術者を配置予定とする場合は、申請する配置予定技術者ごとに第5号様式を作成し、証明書類を添付すること。
9. 入札参加申請時に提出した配置予定技術者の変更は、原則として認めない。
10. 施工実績を証明する書類及び配置予定技術者に関する書類は、入札公告及び入札説明書並びに松山市建設工事等入札参加者心得などをよく確認し添付すること。
11. 施工実績については、他の会社などで従事していた経験を含む。

技術提案書

対 象	の提案
-----	-----

項 目	具 体 的 な 方 法

(注)

提案する内容について全体及び具体的方法等を記載するものとし、その方法の確実性と安全性等がわかる記述とすること。なお、技術提案の記述の形式は問わない。原則として本様式2ページ以内に記述することとし、参考資料を添付してもよい。

技術提案の取扱いに関する事項

評価項目	
提案技術事項	

(1) 工業所有権等の排他的権利を含む技術提案である場合、その取り扱いに関する事項
(2) 技術提案が採用された場合に留意すべき事項（提案内容の公表に係る所見等）
(3) その他

災害時における地域貢献活動の実績調書		
協定の 内容等	商号又は名称	
	協定等の締結の有無	有 ・ 無
	協定の相手方	
	協定等の締結の年月日	年 月 日
	協定等の内容	
協定に 基づく 活動等	活動実績の有無	有 ・ 無
	活動の概要	
	活動場所	
	活動日	年 月 日～ 年 月 日
	活動人数	延べ 人（実 人）
	使用機械等	
団体等の会員（構成員）であることを証明します。 年 月 日 （証明者） <div style="text-align: right;">印</div>		

注：1）この実績調書は、地震や風水害など大規模災害が発生した場合の、松山市（松山市公営企業局を含む。）と団体・民間企業との災害時のための協定締結の有無を求めるもので、協定書の無いものは除きます。

注：2）この実績調書の証明者欄は、協定を締結している団体になります。
また、企業において災害時のための協定を締結している場合は、当該実績調書に協定書の写しを添付し証明者欄の証明は不要です。

注：3）公告日時点で締結されており、開札日時点で有効なものに限ります。

総合評価競争入札参加資格確認資料	
商号又は名称： _____	
民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申立ての有無 [該当する□に印を付すること。(以下同じ)]	<input type="checkbox"/> 民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申立てがなされている。 <input type="checkbox"/> 上記に該当するが、再生計画認可又は更生計画認可の決定を受けている。 <input type="checkbox"/> いずれの申立てもなされていない。
本案件の入札に参加しようとする者との間の資本関係又は人的関係の有無	<input type="checkbox"/> あり ※「あり」の場合は、「資本関係及び人的関係に係る状況届」(第10号様式)を併せて提出すること <input type="checkbox"/> なし
社会保険等の 届出義務の履行状況 (「届出義務なし」の場合は、第11号様式を併せて提出すること)	健康保険 <input type="checkbox"/> 加入又は適用除外 <input type="checkbox"/> 届出義務なし <input type="checkbox"/> 未加入
	厚生年金保険 <input type="checkbox"/> 加入又は適用除外 <input type="checkbox"/> 届出義務なし <input type="checkbox"/> 未加入
	雇用保険 <input type="checkbox"/> 加入又は適用除外 <input type="checkbox"/> 届出義務なし <input type="checkbox"/> 未加入
暴力団員等との関係状況	<input type="checkbox"/> 松山市暴力団排除条例に定める暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)である。 <input type="checkbox"/> 暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者である。 <input type="checkbox"/> 暴力団員等又は暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者が事業活動を支配する者である。 <input type="checkbox"/> 上記のいずれにも該当しない。

資本関係及び人的関係に係る状況届

年 月 日

商号又は名称：

申請日現在、当社と他の松山市建設工事等入札参加資格者との資本関係及び人的関係は、次のとおり相違ありません。

1 資本関係に係る事項

(1) 会社法第2条第4号の親会社

商号又は名称	本店所在地	許可番号

(2) 会社法第2条第3号の子会社

商号又は名称	本店所在地	許可番号

(3) 会社法第2条第4号の親会社を同一とする子会社の関係を有する会社

商号又は名称	本店所在地	許可番号

2 人的関係に係る事項

他社と兼任している役員等		兼任先及び兼任先での役職		
役職	氏名	商号又は名称	許可番号	役職

(注)「2 人的関係に係る事項」については、役員及び民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人について記入すること。

社会保険等の適用除外に係る誓約書

所在地：
商号又は名称：
代表者職氏名： 印

当社は、下記の届出の義務を有する者には該当しません。
・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
この誓約の内容に虚偽があり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。
以上のことについて、誓約します。

（健康保険・厚生年金保険）

- 従業員5人未満の個人事業所であるため。
 従業員5人以上であっても、強制適用事業所となる業種でない個人事業所であるため。
 その他の理由

（その他の理由を選択した場合）

年 月 日、関係機関（〇〇年金事務所〇〇課）に問合せを行い判断しました。

（雇用保険）

- 役員みの法人であるため
 その他の理由

（その他の理由を選択した場合）

年 月 日、関係機関（ハローワーク〇〇 〇〇課）に問合せを行い判断しました。

（注） 本様式（第11号様式）については、社会保険等の届出の義務を有しない者であって、直近の経営事項審査結果通知書の写し等、適用除外であることが確認できる資料を提出することができない場合に提出すること。

企業の施工能力に係る状況届

商号又は名称：

ISOまたはエコアクション21の認証取得状況

ISO9000シリーズ、 ISO14000シリーズ または エコアクション21の 認証取得の有無	認証の種類	取得の有無
	ISO9000シリーズ	有 ・ 無
	ISO14000シリーズ	有 ・ 無
	エコアクション21	有 ・ 無

※契約締結の権限を有する事務所において認証取得し、開札日において有効であること。

※契約締結の権限を有する事務所が登録に含まれていることがわかる登録書等を添付すること。

※ISO9000及びISO14000シリーズは、建設業に関し認証取得していることが確認できる登録書の写し等を添付すること。

※エコアクション21は、認証・登録証の写しを添付すること。

※認証取得していることが確認できる書類の添付がない場合は、評価しません。

若手技術者の雇用状況

若手技術者の 雇用状況	雇用の有無	有 ・ 無
	氏名	
	生年月日	
	開札日時点の年齢	
	資格等の種類	

※公告日時点で雇用されており、開札日時点で満35歳未満であること。

※建設業法第7条第2号または同法第15条第2号に該当する者、もしくは同法第7条第2号イに該当する所定学科を卒業したものであること。（同一工種に限りません。）

※資格又は卒業を証明できる書類（資格者証、卒業証明書の写し等）のほか、年齢及び雇用が確認できる書類（監理技術者資格者証の写し等）を添付してください。

※複数人雇用していても、評価（加点）は同じです。